

福岡大学障がい学生支援に関するガイドライン

1. 趣 旨

本学の障がいのある学生に対する支援は、本学の「障がい学生支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づいて実施するが、このガイドラインは基本方針3（不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方）及び基本方針4（合理的配慮に関する基本的な考え方）に関する留意事項を定めるとともに、これらの項目に関する具体例を示すものである。

2. 基本方針3に関する留意事項及び具体例

（1）留意事項

基本方針3における不当な差別的取扱いに該当するか否かは、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに該当する可能性のある具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意しなければならない。

（2）不当な差別的取扱いに該当する可能性のある具体例

- 障がいがあること、情報保障（障がい特性に応じた代替手段等を用いて情報を提供すること）の手段を用意できないことを理由として、以下の取扱いをすること。
 - ・ 受験、入学、授業受講、研究指導を拒否すること。
 - ・ 研修、講習、実習、フィールドワークへの参加を拒否すること。
 - ・ 式典、行事、説明会への出席を拒否すること。
 - ・ 施設の利用やサービスの提供を拒否すること。
 - ・ 事務窓口等での対応順序を劣後させること。
 - ・ 学生寮への入居を拒否すること。
- 成績評価において、合理的配慮を受けたことを理由に差をつけること。

3. 基本方針4に関する留意事項及び具体例

（1）留意事項

合理的配慮は、障がいのある学生の利用を想定して事前に行われる環境整備（建築物のバリアフリー化、教室割り当てにおける配慮、必要な人員の配置、情報アクセシビリティの向上等）を基礎とし、個々の障がいのある学生に対して、その状況及び求めに応じて、大学の組織的サポート体制の下、個別に実施される措置である。その内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、障がいのある学生が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。具体例としては、次に掲げるとおりである。なお、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮が存

在すること、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意しなければならない。

また、次に掲げる具体例については、基本方針4（2）にあるような「均衡を失した又は過度の負担」が存在しないことを前提としている。「均衡を失した又は過度の負担」があると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を丁寧に説明するものとし、本学と障がいのある学生の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択を含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

（2）合理的配慮に該当すると考えられる具体例

（物理的環境への配慮）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、その移動をサポートすること。
- 移動に困難のある学生のために、授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 移動に困難のある学生のために、通学のための駐車場を確保すること。
- 車椅子利用者が利用しやすいよう、窓口・カウンター等の高さに配慮すること。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること。
- 図書館の配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレットを取って渡したり、図書やパンフレットの位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がい特性により、授業中、頻繁に離席する必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 易疲労状態の障がいのある学生からの休憩の申し出に対し、休憩スペースを確保すること。

（意思疎通の配慮）

- 授業、実習、研修、行事等において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、テキスト化したものを提供したりすること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供すること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいよう配慮をすること。

- 入学試験，定期試験，授業等に関する注意事項や指示を，口頭で伝えるだけでなく書面や板書で示すなど，視覚的な情報として伝達すること。
- 事務手続きの際に，本人に代わって，たとえば教職員，学生，介助者等が必要書類を作成すること。
- 窓口での手続きや申請の際には，手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 表現が伝わりにくい場合に，より分かりやすく説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に，書面で伝えること。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- 入学試験や定期試験において，個々の学生の障がい特性に応じて，試験時間の延長，別室受験，支援機器の利用，点字や拡大文字の使用等を認めること。
- 成績評価において，本来の教育目標と照らし合わせ，公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において，必要に応じて介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演，講習等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること。
- 学内外での実習等において，実習受け入れ機関と協力して，合理的配慮のための調整を行うこと。
- 実験・実習等において，ティーチングアシスタント等サポートのための人員を配置すること。
- 授業において I C レコーダー等による録音を認めること。
- 授業中，ノートを取ることが難しい学生について，板書やスクリーンの写真撮影を認めること。
- 感覚過敏等がある学生に，サングラス，イヤーマフ，ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 障がい特性との関係で，レポート等の提出が期限に間に合わない可能性が高いときに，可能な範囲で期限の延長を認めること。
- 教室内で，教員や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に，必要書類やスケジュールの確認などを教職員等が個別に行うこと。
- 障がい等により対面授業の出席に困難を抱える学生に遠隔授業を含む多様な対応を実施し，学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には，介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。

以 上